



# 網走市宿泊税の特別徴収事務

2025年11月 網走市税務課市民税係



## O 1 網走市宿泊税の概要

1 宿泊税の目的と使途

2 宿泊税の徴収方法

3 宿泊税の税率

4 宿泊税の課税免除

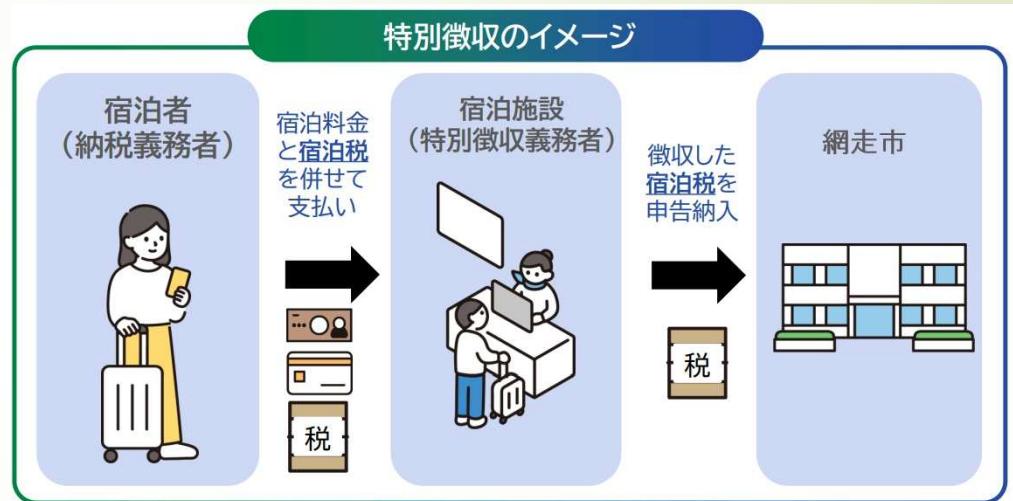
## ○1 網走市宿泊税の概要

- ▶ 1 宿泊税の目的と使途
- ▶ 網走市が課す宿泊税は、持続可能な観光の振興を図るまちづくりの費用に充てるために、令和8年4月から導入する法定外目的税です。
- ▶ 宿泊税の使途（施策）の主なものは、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり、受入環境の充実などです。



## O 1 網走市宿泊税の概要

- ▶ 2 宿泊税の徴収方法
- ▶ 宿泊税の納税義務者は、網走市内に所在する、旅館、ホテル、簡易宿所及び住宅宿泊事業を営む住宅(以下これらを「宿泊施設」といいます。)の宿泊者ですが、網走市が直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊税を徴収し、網走市へ申告納入していただきます。
- ▶ 北海道宿泊税に係る申告納入等については、市宿泊税と併せて網走市にしていただくことになります。



## ○1 網走市宿泊税の概要

- ▶ 3 宿泊税の税率
- ▶ 北海道宿泊税の税率は、1人1泊の宿泊料金に応じて変わるので、網走市宿泊税と合わせると右のとおりとなります。

宿泊料金（1人 1泊）	道税率	市税率	計
2万円未満	100円	200円	300円
2万円以上5万 円未満	200円	200円	400円
5万円以上	500円	200円	700円

# O1 網走市宿泊税の概要

## ■ 4 宿泊税の課税免除

- 次のとおり、修学旅行等一定の条件を満たす者については、公益性の観点から、宿泊税を課税しないこととします。

### 課税免除の対象となる行事

修学旅行やその他の学校行事で、**学習指導要領**に定める全校又は学年などを単位として行う「旅行・集団宿泊的行事」やこれに準ずるもの

※上記のほか、外国大使等の任務遂行に伴う宿泊についても宿泊税を免除します。

### 課税免除の対象となる者

次の施設が行う課税免除となる行事に参加する満3歳以上の幼児、児童、生徒又は学生及びその引率者

- ①幼稚園（幼稚園型認定こども園含む）
- ②幼保連携型認定こども園
- ③小学校
- ④中学校
- ⑤義務教育学校
- ⑥高等学校
- ⑦中等教育学校
- ⑧特別支援学校
- ⑨高等専門学校
- ⑩保育所（保育所型認定こども園含む）
- ⑪家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業を行う施設又は認定外保育施設（地方裁量型認定こども園含む）

※引率者とは、生徒等の引率を行う学校の関係者や、心身の障がい等により医療的ケアや介助等を必要とする生徒等の対応を行う看護師や保護者等で、添乗員やカメラマンは該当しません。



## O2 特別徴収事務

1 手続きの流れ

2 特別徴収事務に関する様式

3 eLTAX（エルタックス）

4 修学旅行等の課税免除

5 領収書への宿泊税額の表示

6 帳簿等の記載・保存

7 特別徴収事務に関するお問い合わせ

## 02 特別徴収事務

### ▶ 1 手続きの流れ

登録申請書  
提出

- ・経営開始時
- ・登録内容に変更があったとき

宿泊税の  
徴収

- ・宿泊者から宿泊料金に応じた金額を徴収
- ・課税免除対象の場合は、確認書類を受理、保管

申告書の  
提出

- ・月ごとの宿泊者数、徴収した税額を各期日までに申告  
(申告期日：6月末、9月末、12月末、3月末)

宿泊税の  
納入

- ・申告した税を電子納付又は金融機関等の窓口で納入

## 02 特別徴収事務

登録申請書  
提出

宿泊施設の経営者は、旅館業法に基づく許可を受けた 又は 住宅宿泊事業法に基づく届出をした時点で「特別徴収義務者」として指定されます。

宿泊施設の営業開始や届出内容の変更の際に、申請書を提出していただく必要があります。

### 制度開始時点で経営開始済みの宿泊事業者

令和8年4月1日よりも前から宿泊事業を営んでいる方は令和8年4月6日までに「登録申請書」を提出していただく必要があります。

### 制度開始後、新たに経営開始する宿泊事業者

令和8年4月1日以降に宿泊事業を営む方は、営業開始の5日前までに「登録申請書」を提出していただく必要があります。

※原則、宿泊施設ごとに申請が必要ですが、一定の条件によりまとめて申請できる場合があります。  
事前にご相談ください。

### 添付書類

- ・旅館業営業許可証又は住宅宿泊事業として届出をしたことが確認できる書類
- ・法人の場合、登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ・個人の場合、住民票の写し（マイナンバーの記載を省略したもの）
- ・宿泊約款（宿泊約款がない場合は、宿泊料金を記載した書面）

## 02 特別徴収事務

登録申請書  
提出

### 登録申請書類記載例

提出方法は次の2つから  
選択してください。

- ① eLTAXIによる方法
- ② 紙による方法

※ 紙による場合の提出先  
は、税務課市民税係（市  
役所2階11番窓口）です。

宿泊税特別徴収義務者登録申請書						
特別徴収義務者	住所(所在地) 網走市〇〇条西〇〇丁目					
	フリガナ 加津川イサバ 洋			フリガナ パル 外		
	氏名(名称) 株式会社 網走市			代表者の氏名 網走 太郎		
個人番号又は法人番号	9	9	9	9	9	9
宿泊施設の営業許可	住所(所在地) 網走市〇〇条西〇〇丁目					
宿泊施設	フリガナ 氏名(名称)			フリガナ 氏名(名称)		フリガナ 代表者の氏名
	〔法人にあっては〕 〔代表者の氏名〕 ア津川イサバ 洋			パル 外		網走 太郎
	株式会社 網走市					
種別	1. ホテル	2. 旅館	許可等番号	○保環許可(旅)第〇号		
3. 簡易宿所	4. 民泊					
所在地	網走市〇〇条西〇〇丁目					
宿泊施設	フリガナ 氏名(名称)					
	ア津川イサバ 洋					
	網走うまいものホテル					
概要	床面積 3,000 m <sup>2</sup>	地上 10 階	地下 2 階	客室数 100 室	収容人数 500 名	
経営開始(予定) 又は指定通知を受けた年月日	令和8年 4 月 1 日					
共同事業者	住所(所在地)					
	フリガナ 氏名(名称)			フリガナ 氏名(名称)		フリガナ 代表者の氏名
	〔法人にあっては〕 〔代表者の氏名〕					
この登録申請に応答する 者の氏名及び電話番号						
株式会社 網走市 総務部総務課 網走 次郎 (電話番号 0152-45-6789 )						
この登録申請に係る関係 書類の送付先						
網走市〇〇条西〇〇丁目						
上記のとおり、特別徴収義務者の登録を申請します。 令和8年 3月 25日						
申請者 氏名(名称) 株式会社 網走市 網走市長 様 代表取締役 網走 太郎						

## 〇2 特別徴収事務

宿泊税の  
徴収

宿泊税の課税対象となる行為は、宿泊料金を徴して行う宿泊施設への宿泊です。宿泊者から、宿泊料金と併せて宿泊料金に応じた宿泊税を徴収していただきます。

①宿泊とは

「宿泊」とは、一般的には寝具を使用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、次の基準に基づいて課税対象となる「宿泊」かを判断します。

- ① 宿泊施設が宿泊者との契約行為において「宿泊」として取り扱っているか。
- ② ①以外で、日をまたぐ6時間以上の就寝を伴う行為であるか。

① 令和8年4月1日よりも前に予約があった場合でも、令和8年4月1日以降の宿泊であれば、宿泊税の対象になります。

## 宿泊税の 徴収

# O2 特別徴収事務

## 課税対象の判断事例（Q&Aより一部抜粋）

Q 幼児や子どもは宿泊税の課税対象となるか。

A 年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊されるすべての方に課税されるため、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。

ただし、宿泊料金がかからない場合（添い寝の場合など）は課税されません。

Q 観光目的でない宿泊でも課税対象となるか。

A 旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的にかかわらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

Q 長期滞在の場合でも課税対象となるか。

A 宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業の許可を必要としない場合は、課税されません。

Q 公営施設も課税対象となるか。

A ユースホステル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的にかかわらず旅館業の許可等を必要とする施設であれば、課税対象になります。

宿泊者は行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いしています。

## O2 特別徴収事務

宿泊税の  
徴収

### 課税対象の判断事例（Q&Aより一部抜粋）

Q 食事代込みの宿泊料金設定としている場合、どう計算しますか。

A 食事代に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。  
また、無料で食事が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして取り扱います。

Q 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。

A 宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。  
また、宿泊施設の経営者自らのサービスにより宿泊料金が無料になる場合も同様です。

Q 宿泊予約サイトのポイントによる割引や補助金・助成金があった場合はどう計算しますか。

A 宿泊事業者以外の第三者（予約サイトのポイント付与等）による割引や、補助金・助成金による割引は、割引前の金額を宿泊料金とし、宿泊税を計算します。

Q 1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明な場合の宿泊料金はどうなりますか。

A 1室での料金設定など、1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1日当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。

## ○2 特別徴収事務

宿泊税の  
徴収

特別徴収義務者の徴収方法は定めていませんので、事前決済時に宿泊料金と併せて徴収する方法や現地で徴収する方法など、事業者が徴収しやすい方法を選択いただけて差し支えありません。

!

宿泊税がクレジットカードで支払われた場合の手数料は、宿泊事業者にご負担いただくこととなります。

クレジットカード会社や旅行業者から宿泊事業者への入金まで時間差がある場合でも、宿泊者が宿泊した月に計上して、各申告納入期限までに、申告・納入をしていただく必要があります。

宿泊者（納税義務者）が宿泊税を支払わなかった場合は、地方税法（第733条の15第3項）の規定に基づき、宿泊事業者（特別徴収義務者）が、市に納入した上で、納税を拒否した宿泊者（納税義務者）に宿泊税に相当する金額を求償することになります。

## 02 特別徴収事務

申告書の提出

特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに、各申告対象期間3ヶ月分をまとめて申告（納入）期限までに、「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付の上、市に提出してください。

申告期日

対象期間	申告（納入）期限
12月1日から2月末まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

末日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その次の平日が申告期限になります。

申告方法

eLTAXによる電子申告をご利用ください。

なお、eLTAXを利用できない場合は、紙の申告書を郵送・持参により提出することも可能です。紙による場合の提出先は、税務課市民税係（市役所2階11番窓口）です。



期限後に申告されると、本来の税額のほか、加算金が課される場合があります。

## 02 特別徴収事務

### 納入申告書・月計表記載例

申告書の提出

受付印		宿泊税納入申告書			
		発信年月日			
		通信日付印	確認印		
令和8年 9月30日 網走市長様					
特別徴収義務者	住所(所在地)	網走市〇〇条西〇〇丁目			
	氏名(名称)・代表者の氏名	株式会社 網走市 網走 太郎			
宿泊施設	個人番号又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	
	所在地	網走市〇〇条西〇〇丁目			
	名称	網走うまいものホテル			
	義務者番号	1234567			
宿泊月	区分	宿泊数	道税率	市税率	税額
8年 6月	1人1泊2万円未満	1,000	100円	200円	300,000円
	1人1泊2万円以上5万円未満	300	200円	200円	120,000円
	1人1泊5万円以上	100	500円	200円	70,000円
	小計	1,400	/	/	490,000円
	課税免除	50	/	/	/
8年 8月	1人1泊5万円以上	300	500円	200円	210,000円
	小計	2,000	/	/	570,000円
	課税免除	150	/	/	/
	合計	5,700	/	/	2,010,000円

- 申告対象月ごとの宿泊者の総数及び宿泊税額を記載します。
- 宿泊がない月も申告が必要です。

月計表

義務者番号		1234567			
宿泊施設名		〇〇ホテル			
日付	令和	8年	6月分	宿泊数(泊)	
		宿泊料金が2万円未満	宿泊料金が2万円以上5万円未満	宿泊料金が5万円以上	課税免除
1		30泊	10泊	3泊	5泊
2		60泊	5泊	3泊	5泊
					48泊
					73泊
合計(泊)		1,000泊	300泊	100泊	50泊
税率(円)		300円	400円	700円	
税額(円)		300,000円	120,000円	70,000円	490,000円

※ 月計表は、必要項目が記載されていれば、任意様式でも構いません。

- 納入申告書の内訳を宿泊年月日ごとに記載します。
- 宿泊がない月は添付不要です。

## ○2 特別徴収事務

宿泊税の  
納入

「宿泊税納入申告書」で申告した宿泊税は、納入期日（申告期日と同じ）までに「納入通知書」で市に納入してください。

申告期日  
(納入期限)

対象期間	申告（納入）期限
12月1日から2月末まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

末日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その次の平日が申告期限になります。

納入方法

eLTAXで電子申告した場合は、地方共通納税システムを用いて電子納入が可能です。また、納入通知書により金融機関窓口等で納入することも可能です。



期限後に納入されると、延滞金がかかる場合があります。

## O 2 特別徵收事務

## 宿泊税の 納入

納入通知書 兼 領收証書		
令和 8 年度 50 歳入歳出外現金		第 号
納 入 者 名	住 所 名	網走市〇〇条西〇〇丁目
②	株式会社 網走市 網走うまいものホテル	様
收 款 項 目	03 宿泊税 01 宿泊税 01 呈年	
科 目	節 細節	
金 額	③ ¥999,999※	
納入期限	令和 年 月 日	
納 入 場 所	網走役所(金計課) ・網走信用金庫、北海道銀行、 北海道労働金庫、オホツク網走展協、 市内各支店の本支店	
上記のとおり納入して ください。		上記のとおり領收 しました。
④		
令和 8 年 6 月 30 日	領收日付印	
網走市長 水谷 洋一		
領收書は5年間大切に保管してください。 固 定 コ ー ド (納付者用欄)		

令和 8 年度		第 号
50 歳入歳出外現金		
納 入 者	住 所	網走市〇〇条西〇〇丁目
	氏 名	株式会社 網走市 網走うまいものホテル
		様
收 入 科 目	款	03 宿泊税
	項	01 宿泊税
	目	01 増年
	節	
細 節		
金 額	¥999,999※	
納入期限	令和 年 月 日	
所管係名(必ず記入)	事由(備入は必ず記入)	
歳入歳出外	5 4,5 月分宿泊税 義務者番号 (99999999)	
納付場所		
領収日付印		
(取扱金融機関保有)		

領 収 済 通 知 書		現年度
令和 8 年度		第 号
50 歳歳出外現金		
納 入 者	住 所	網走市〇〇条西〇〇丁目
	氏 名	株式会社 網走市 網走うまいものホテル 納
收 入 科 目	款	03 宿泊税
	項	01 宿泊税
	目	01 現年
節		
細 節		
金 額	¥999,999※	
納入期限	令 和 年 月 日	
所管係名(必ず記入)		事由(雑入は必ず記入)
歳入歳出外		4,5 月分宿泊税 義務者番号 (9999999)
上記のとおり納入します。		
本書とのおり納入した ので通知します。 網走市会計管理者 様		領収日付印
固 定 コ ー ド		
取りまとめ金融機関→総括店 網走信用金庫本店 (網走市保全)		

- ① 納入する**年度**を記載してください。
  - ② 宿泊施設の所在地・名称を記載してください。
  - ③ **申告額（納入額）**を記載してください。  
頭に「円」を記載してください。
  - ④ 納入する**年月日**を記載してください。
  - ⑤ 何月分か記載してください。また、特別徴収義務者登録通知書で通知した7桁の義務者番号を記載してください。

## 02 特別徴収事務

### ▶ 2 特別徴収事務に関する様式

宿泊税の特別徴収に関する各種様式については、網走市ホームページに掲載予定です。

The screenshot shows the official website of Abashiri City (網走市). At the top, there is a navigation bar with links for '暮らし' (Life), '健康・福祉' (Healthcare and Welfare), 'しごと・産業' (Work and Industry), and '子育て・教育' (Childcare and Education). Below the navigation bar, there is a breadcrumb trail: '現在地: トップページ > 分類でさがす > クラシ > 税金 > 税のお知らせ > 宿泊税の導入'. A search bar labeled 'キーワード検索' is also present. The main content area features a large teal header with the text '宿泊税の導入' (Introduction of Lodging Tax) and a small decorative icon. Below the header, there is a link to 'ページID: 0017782 更新日: 2025年8月21日更新 印刷ページ表示'. Underneath, there is a section titled '網走市宿泊税条例' (Abashiri City Lodging Tax Ordinance) which contains a summary of the ordinance's purpose and its status. At the bottom of this section, there are two PDF download links: '令和6年条例第25号 网走市宿泊税条例 [PDFファイル／550KB]' and '网走市宿泊税の概要 [PDFファイル／464KB]'. The entire screenshot is framed by a thick black border.

【網走市税務課宿泊税URL】<https://www.city.abashiri.hokkaido.jp/soshiki/7/17782.html>



## 02 特別徴収事務

### 3 eLTAX (エルタックス)

**お問い合わせ** インターネットで簡単! 地方税を一括手続!  
**オフィスで**  
**エルタックス**  
**eLTAX**  
地方税ポータルシステム

それぞれの都道府県・市区町村に行う必要がある地方税の手続(申告・申請・納付など)も、eLTAXを利用すれば複数の都道府県・市区町村に一括手続できます。地方税の手続は、ぜひ、簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

**1 インターネットで手続**

① 職士  
② 会社  
③ 個人

**2 eLTAXで提出**

**3 都道府県・市区町村へ提出**

eLTAXを実用するための準備や操作方法等の  
作成方法などを「動画コーナー」をご覧ください。  
▶ <https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>

**エルタックス**

LTA 地方税共同機構  
LOCAL TAX AGENCY



## 02 特別徴収事務

### ▶ 4 修学旅行等の課税免除

修 学 旅 行 等 で あ る こ と の 証 明 書				
宿 泊 日	年 <span style="background-color: yellow;">  </span> 月 <span style="background-color: yellow;">  </span> 日 ~ 年 <span style="background-color: yellow;">  </span> 月 <span style="background-color: yellow;">  </span> 日 ( <span style="background-color: yellow;">  </span> ) 泊			
<学校> ※全体又は学年を単位として実施されるもの				
<input type="checkbox"/> 修 学 旅 行				
<input type="checkbox"/> そ の 他 学 校 行 事 ( <span style="background-color: yellow;">  </span> )				
<保育書等の施設> ※施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとに実施されるもの(対象者は満3歳以上の幼児に限る。)				
<input type="checkbox"/> 行 事 ( <span style="background-color: yellow;">  </span> )				
宿 泊 施 設 名				
課 稅 免 除 と な る 宿 泊 人 数 ( ※ )				
備 考				
※ 課税免除となる宿泊人数には、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者満3歳以上の幼児に限る。)に参加している方及び引率の方が含まれます。 引率の方とは、学校教育上の観点から生徒の引率を行う学校関係者や、心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者等をいい、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは該当しません。				
上記の宿泊については、網走市宿泊税条例第4条に規定する、学校が主催する修学旅行その他学校行事、又は保育所等の施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるもので、免除対象者は満3歳以上の幼児に限る。)に該当するものであることを証明します。				
年 <span style="background-color: yellow;">  </span> 月 <span style="background-color: yellow;">  </span> 日				
所 在 地				
学 校 名 又 は 施 設 名				
学校等の種類	<input type="checkbox"/> 【学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く) 幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校】 【就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する認定こども園】 <input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 【児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業又は事業所内保育事業を行う施設】 家庭的保育事業、小規模保育事業、居所訪問型保育事業、事業所内保育事業 <input type="checkbox"/> 【児童福祉法第39条に規定する保育所】 保育所(保育所型認定こども園含む)			
学 校 長 名 又 は 施 設 長 名				
本証明書は、宿泊施設に提出してください。				

修学旅行生等を課税免除する場合は、学校等から「修学旅行等であることの証明書」の提出を受けてください。

#### 記入事項・注意点

- 証明書は、宿泊日、活動の種類、課税免除の宿泊者人数など、必要事項を記載し、学校長・施設長が作成します。
- この証明書は、特別徴収者において宿泊税の帳簿とともに保存してください。

## 02 特別徴収事務

### ▶ 5 領収書への宿泊税額の表示

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

表示は、日本語で「宿泊税」、英語は「Accommodation Tax」で統一してください。

#### ◆内訳に宿泊税額を計上する場合

領 収 書		
○年○月○日		
○○ ○○ 様		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金 I	10,000 円
	消費税等	1,000 円
	宿泊税	300 円
	合 計	11,300 円

但し○月○日～○月○日（1泊）1名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

収入  
印紙

網走市○○条西○○丁目  
網走うまいものホテル

#### ◆客室料金に宿泊税額を含める場合

領 収 書		
○年○月○日		
○○ ○○ 様		
日 付	項 目	金 額
○月○日	客室料金	11,300 円
	合 計	11,300 円

上記料金には、宿泊税 300 円が含まれております。

但し○月○日～○月○日（1泊）1名分宿泊費として

上記、正に領収いたしました。

収入  
印紙

網走市○○条西○○丁目  
網走うまいものホテル



宿泊税の名称と額が表示されていない場合は、宿泊税相当額分も消費税の対象となります。

## 02 特別徴収事務

### ▶ 6 帳簿等の記載・保存

日々の宿泊税を適正に把握していただくために、特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、帳簿に記載された取引等に関して作成または受領した書類を保存する必要があります。

帳簿（保存期間：納入申告書の提出期限の翌日から起算して5年）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額の記載があるもの。

<例>

総勘定元帳、仕訳帳、現金出納簿、売掛金元帳、仕入帳、クーポン取扱帳 など

書類（保存期間：納入申告書の提出期限の翌日から起算して2年）

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額の記載があるもの。（帳簿の記載内容を裏付ける資料）

<例>

契約書、予約表、宿泊（予約）カード、会計表、領収証書、利用明細書、請求書 など



電子取引をした場合には、原則として電磁的記録（電子データ）をそれぞれの保存期間内において保存する必要があります。ただし、その電磁的記録を出力した紙によって保存している場合には、当該電磁的記録を保存する必要はありません。

## 〇2 特別徴収事務

### ▶ 7 特別徴収事務に関するお問い合わせ

お問い合わせ先

〒093-8555

網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所税務課市民税係  
0152-67-5408



## 03 特別徴収義務者交付金

1 交付金の概要

2 計算方法

3 交付までの流れ

## ○3 特別徴収義務者交付金

### ▶ 1 交付金の概要

特別徴収事務に要する経費の一部を補助し、併せて納期限内納入の意欲の向上を図ることを目的に、**納入期限内納入いただいた宿泊税額の2.5%※**を特別徴収義務者交付金として、特別徴収義務者に交付します。

※導入から5年間（令和13年度まで）は、1%を加算した3.5%を交付します。

### ▶ 2 計算方法

交付金は、年度の納入税額（6月末申告納入分～3月末申告納入分）ごとに計算し、年1回の交付となります。

対象となる年度の納期限内納入税額に2.5%（令和13年度までは3.5%）を乗じ、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

## 〇3 特別徴収義務者交付金

### ▶ 3 交付までの流れ

口座振込  
依頼書の提出

- ・交付金の振込先口座をお申し出ください。  
(eLTAXによるお申し込み又は紙による提出)

交付金額の  
計算

- ・市において、対象年度の納期内納入額を基に、交付金額を算定します。

交付額等の  
通知

- ・算定された交付金額と交付日（毎年10月まで）について、市から通知を送付します。

交付金受取

- ・申出のあった振込先口座に通知した交付金額を入金します。

## その他

- ▶ 網走市宿泊税システム整備補助金や周知・広報に関するお問い合わせ

### お問い合わせ先

〒093-8555  
網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所観光課観光振興係  
0152-67-5470